

環境経済常任委員会記録

令和2年 第4回定例会	
1 日 時	令和2年7月21日(火) 午前10時00分 開会 午前11時45分 閉会
2 場 所	議 場
3 出 席 委 員	加 藤 美智子 委員長 市 田 登 副委員長 鈴 木 紹 平 委員 石 川 さやか 委員 鈴 木 敏 雄 委員 津久井 健 吉 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	篠 原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

環境経済常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
経済部	経済部長	坂 入 弘 泰	8名
	産業振興課長	福 田 浩 士	
	産業誘致推進室長	鈴 木 淑 弘	
	観光交流課長	竹 澤 英 明	
	水源地域整備室長	小 磯 栄 一	
	農政課長	橋 本 寿 夫	
	林政課長	岸 野 孝 行	
	農業災害復興担当	藤 田 敏 明	
農業委員会 事務局	農業委員会事務局長	駒 場 久 和	2名
	農地調整係長	福 田 昌 子	
環境部	環境部長	黒 川 勝 弘	5名
	環境課長	高 村 秀 樹	
	廃棄物対策課長	麦 倉 久 典	
	廃棄物対策課施設係長	渡 邊 教 生	
	廃棄物対策課廃棄物対策係長	萩 原 哲	
合 計			15名

環境経済常任委員会 審査事項

- 1 議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））
- 2 議案第48号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号））
- 3 議案第51号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号））
- 4 議案第81号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について
- 5 議案第82号 損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年第4回定例会 環境経済常任委員会概要

○加藤委員長 環境経済常任委員会をただいまより始めるわけですが、先の佐々木委員の辞職に伴いまして、今回から石川さやか委員が加わることになりました。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

石川委員、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いをいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回は、新型コロナウイルス対策に伴いまして、3密状態を回避するため、場所も議場に変更し、緩やかにですね、執行部の皆様にも、どうぞ従来の2分の1の出席ということで、入れ替えがございます。

そのため、審査は部局ごとに議案順で行います。

審査終了後、暫時休憩をいたしまして、執行部出席者を入れ替えて、でも、スムーズにいきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

また、本日、暑くなりましたら、どうぞ上着を脱いでいただいても結構でございます。

それでは、ただいまから環境経済常任委員会を開催いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案5件でございます。

それでは早速審査を行います。

はじめに、議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、経済部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願ひいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 おはようございます。産業振興課の福田です。

それでは、早速でありますけれども、議案第41号 専決処分事項の承認について、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、経済部所管の主なものについてご説明をいたします。

令和元年度補正予算に関する説明書になりますけれども、7ページをお開きください。

それではまず、歳入についてご説明をいたします。

上から3段目になります。13款 分担金及び負担金 1項 2目 災害復旧費分担金の説明欄、これは右側のページになりますが、

農業施設災害復旧事業費分担金 7億9,260万5,000円の減につきましては、令和元年東日本台風の災害復旧事業に対する国庫補助率が上がったことから、地元負担金を減額したものであります。

次に、2段下になりますけれども、14款 使用料及び手数料 1項 6目 商工使用料の説明欄、右側になりますけれども、

観光使用料の前日光つつじの湯交流館使用料 970万5,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設閉館などに伴い、使用料収入を減額したものであります。

次に、その一番下の欄になりますけれども、15款 国庫支出金 1項 3目 災害復旧費国庫負担金の説明欄、農業施設災害復旧事業費国庫負担金 7億9,260万5,000円の増につきましては、東日本台風の災害復旧事業にかかる国庫補助率が上がったため、これを増額するものであります。

引き続き9ページをご覧ください。

一番下の段、16款 県支出金が、次の11ページに実際は移ります。11ページのほうをご覧くださいと思うのですが、16款 県支出金、3段目の4目 農林水産業費県補助金の説明欄、首都圏農業確立対策事業費県補助金 4,922万7,000円の減につきましては、東日本台風による農作物被害に対する補助金の確定、及び高品質な「ニラ生産」に向けたウオーターカーテンハウス整備等に対する補助金の確定により減額したものであります。

その下、すぐ下になりますけれども、農作物活性化推進事業費県補助金 1,738万8,000円の減につきましては、農業生産法人が整備する収穫機械等に対する補助金、及び農業用ハウスの強靱化対策に対する補助金の確定により減額したものであります。

さらにその下の段になりますけれども、次の説明欄、

野生鳥獣対策事業費県補助金 800万1,000円の増につきましては、有害野生鳥獣の捕獲数が当初予定数を上回ったため、実績に基づき、補助金を増額したものであります。

次のページ、13ページをお開きください。

今度は、一番上の欄になります、21款 諸収入 3項 4目 商工費貸付金元利収入の説明欄、右側になりますけれども、中小企業経営対策資金預託金元利収入 3億6,100万円の減につきましては、これは歳出と連動いたしまして、金融機関への預託金の額の確定によりまして、これを減額するものであります。

次に、中段になります。22款 市債 1項 市債、下から2つ目の8目になります。8目の災害復旧債の説明欄、農業施設災害復旧債 1億5,310万円の減及び、その3段下になりますけれども、林業施設災害復旧債 380万円の減につきましては、東日本台風の災害復旧事業にかかる市債を減額したものであります。

それでは、次に、歳出のほうをご説明を申し上げます。

少しとびますが、21ページをお開きください。

21ページ中段になります、6款 農林水産業費 1項 3目 農業振興費の説明欄、首都圏農業確立対策事業費 968万9,000円の減につきましては、高品質なニラ生産に向けたウ

オーターカーテンハウス整備等の事業費の確定により、不用額を減額したものであります。

その下の、農作物活性化推進事業費 5,841 万円の減につきましては、農業生産法人が整備する収穫機械や、農業用ハウスの強靱化対策事業費の確定による不用額 1,702 万 1,000 円、及び、東日本台風により被災した農作物や農業用ハウス、農業機械の復旧にかかる補助金額の確定により、不用額 4,138 万 9,000 円を、それぞれ減額したものであります。

その下の 6 目になります、6 目 農地費の説明欄、農地関係振興事業費 820 万円の減につきましては、東日本台風により被災した農業施設を復旧するための原材料費の額の確定によりまして、不用額を減額したものであります。

次に一番下の段になります、6 款 農林水産業費 2 項 1 目 林業振興費の説明欄、野生鳥獣対策事業費 1,264 万 7,000 円の増につきましては、有害野生鳥獣の捕獲数が当初予定数を上回ったため、捕獲実績に基づき、報償費を増額したものであります。

次の森林経営管理事業費 2,237 万 3,000 円の減につきましては、森林環境譲与税の配分額及び事業の確定により、減額するものであります。

次の 23 ページ、ご覧ください。

一番上の段になります。マスの一番下のほうになりますけれども、説明欄、森林環境整備促進基金積立金 2,249 万 3,000 円の増につきましては、森林環境譲与税の未執行分について、基金への積立てを行うものであります。

次の段、中段になりますが、7 款 商工費 1 項 3 目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費のうち、600 万円の減につきましては、栃木県信用保証協会に対する保証料補助が確定したため、これを減額するものであります。

また、その下の欄、中小企業制度融資預託金、3 億 6,100 万円の減につきましては、金融機関への預託金の額の確定により、これを減額するものであります。

次に、その下の欄、5 目になりますが、観光開発費の説明欄、観光施設管理費の 850 万円の減につきましては、東日本台風により被害を受けた観光施設の復旧事業終了に伴い、不用額を減額したものであります。

少しとびまして、27 ページをお開きください。

2 段目になります、11 款 災害復旧費 1 項 1 目 農業施設災害復旧費の説明欄、農業施設災害復旧事業費の 2 億円の減につきましては、東日本台風による農業施設災害復旧工事に伴う設計委託費の額の確定によりまして、不用額を減額したものであります。

次に、繰越明許費についてご説明をいたします。

31 ページをお開きください。

7 款、下の段になりますけれども、7 款 商工費 1 項 商工費の工業振興推進事業費 381 万 6,000 円につきましては、地方創生推進事業費を活用しました、海外展開事業を計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、実施できなかった

ことに伴い、これを繰り越すものであります。

次の、観光ピーアール事業 29万7,000円につきましても、地方創生推進事業を活用した2次交通活用PRツアー事業が、東日本台風及び、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部しか実施できなかったことに伴い、これを繰り越すものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明は終わりました。

執行部の説明に対し、質疑のある方は順次発言を許します。

いかがですか。

はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。

それでは、質問させていただきますけれども、説明書の22ページですか、その野生鳥獣対策事業費1,264万7,000円が、当初の見込みよりも増えたので増額したという説明でしたけれども、当初の予定と、それから実際の捕獲数をちょっと教えていただきたいと思います。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明を求めます。

捕獲数、実際の捕獲数ですね。数ですね。

どなたか。

執行部の説明をお願いいたします。どなたでしょうか。

はい、岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。どうぞよろしく申し上げます。

鈴木委員の質問にご説明させていただきたいと思います。

野生鳥獣の報償費につきましては、獣種としまして、けもの、獣ですね、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン等、鳥類というふうに大きく5つに分けております。

それぞれの報酬については、市のほうの報酬、国のほうの報酬、県のほうの報酬という形で分かれていますのですが、当初で見込んだ数字が、イノシシが800頭、ニホンジカが600頭、ニホンザルが20頭、ハクビシン等が20頭、鳥類に関しましては100という数で出させていたのですが、実績を申し上げますと、イノシシについては、昨年度が1,462頭、ニホンジカが1,022頭、ニホンザルが56頭、ハクビシン等が23、そして鳥類が559となっております。

それで、実は予算を組む前に、当然、前年度の実績というものを反映するのですが、イノシシに関しましては、平成30年度684、ニホンジカが874ということで、この代表的な2つにしましても、イノシシが2倍と、そしてニホンジカが1.15倍ですか、15%増ということで、狩猟者の方が頑張って、捕獲をしていただいた結果がありまして、こういった数字になっております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 かなりそのイノシシなど、イノシシとか、ニホンジカなどはね、倍ぐらいになっているわけですがけれども、狩猟者が頑張ったということもあるのでしょうかけれども、やはりこの野生鳥獣が増えてきたということも理由だと思うのですがけれども、この辺の、なぜ捕獲数が増えたかという、野生鳥獣がやはり増えてるということも原因になるわけですか。

○加藤委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

野生鳥獣の数については、市ではちょっと統計がとれませんが、国のほうで、全体的な推計数というのを出しているのですが、大体、10年ごとに出されているのですがけれども、大体2倍ぐらいのペースで生息数の予測が増えているという状況でございます。

イノシシが特に増えましたのは、ちょっと別の事情でございまして、実は昨年度、豚熱、いわゆる豚コレラですね、こちらが非常に、特に長野あたりからずっと回ってきまして、近隣ですと埼玉あたりでも発生しているということもありまして、捕獲強化ということで、国・県のほうから指示がまいりまして、箱わなとか、導火線の囲いわなの支給を受けまして、捕獲者のほうに、我々もその協力依頼を行いまして、捕獲の強化ということで、取り組んだ結果の数となります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑はいかがでしょうか。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 野生鳥獣に関しては、非常にどこでも今大事な、また重要な問題になっておりますので、今後もやはり対策のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○加藤委員長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございませんか。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 鈴木紹平です。

同じく、ちょっと野生鳥獣のことでちょっとお伺ひしたいのですがけれども、昨日、永野小学校に熊が出たということで、ニュースでやっぴまして、そういう、今回、そのイノシシ、シカ、サル、ハクビシン、鳥が野生鳥獣対策にはなると、対象にはなっているということだったのですが、小学校とかに昼間、熊が出たということで、そういったところの対策なんかをこれから考えていくようなことは、あとはそういう捕獲するような、そういう対策とかはあるのでしょうか。

○加藤委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

ツキノワグマにつきましては、実は今申し上げました野生鳥獣の中でも、いわゆる鳥獣被害の対象の獣では実はないのですね。

実は、栃木県では、いわゆるツキノワグマは保護獣、希少生物ということで、保護が原則になっております。

ただ、そういいましても、近年、非常に熊の目撃情報とか、そういったものが寄せられておりまして、対策ということで、今、鈴木委員のほうからいただきましたので、今どんなことをやっているか、ちょっと簡単に説明させていただきたいのですけれども、今年度から、熊が出たということで情報いただきましたら、これまで現場確認は当然やっていたのですが、無人で監視できるカメラを、今それとあわせて設置をしております。

それで、3週間程度、毎週毎週状況を確認して、実は熊についても、永野小学校は、熊のほうは、恐らく間違いなく熊だろうと思うのですが、誤認も結構ありますので、確実にその個体が熊なのか、あるいはもういなくなっているのかということ調べて、そういったものも地域のほうに情報の提供をさせていただきます。

また、今年度は、熊の専門家の派遣ということで、県から依頼がございまして、まだ日程等は決まってないのですが、清洲のコミセンのほうといたしますか、自治会協議会の方から希望がありましたので、熊の対応方法等については、この専門家も交えて、地元の方に説明会のような体制をとっていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 ありがとうございます。

対象外ということで、殺さずにも、保護のような対応をするということだったのですけれども、人の被害が出た場合のことを考えて、迅速にそういった対応をしていただきたい。

そういったときに、費用がかかるのであれば、補正を組んでいただいて、対応していただきたいと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 要望でよろしいですか。

○鈴木紹平委員 はい、要望で。

○加藤委員長 要望ということで、お願いいたします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

質問ございませんか。津久井委員。

○津久井委員 津久井です。私のほうも野生鳥獣のほうなのですけれども、補正で1,200万円を組んでいただいているのですけれども、やっぱりどんどん補正のほうも組んでもらって、今、熊の話も出ましたけれども、やっぱりほら、イノシシもほら2倍、シカも1.5倍という形なのですけれども、そのシカ、イノシシと同時に、非常にヤマビル、これを運んできている実態があります。

やっぱりそういう点もあるので、もうちょっと力を入れていかないと、山間部の人は本当に非常に困っている。

シカ・イノシシより、そのヤマビルのほうが怖いなんていうようなお話も聞いているので、やっぱりそういう対策もあるので、もうちょっとこの野生鳥獣のほうは力を入れてもらいたいという意見を申しておきます。以上です。

○加藤委員長 要望でよろしいですか。

はい。ほかに質疑はございませんか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。28 ページの災害復旧費のところの農業施設災害復旧事業費の2億円減のところを、もう少し詳細を教えてください。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明を求めます。藤田農業災害復興担当、お願いします。

○藤田農業災害復興担当 農業災害復興担当の藤田です。

石川委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

委託料2億円の減でございますが、これは委託業務の中で、査定設計委託というものと実施設計業務委託という2種類の災害査定を受ける、それから工事を発注するために委託行為をかけております。

それで、栃木県土地改良事業団体連合会というところが主に設計と測量をしていただきまして、その業務量に追いつかないところにつきましては、栃木県の支援を受けたり、民間業者の支援、委託、業務委託をさせていただいて、助けていただいたりしまして、業務をこなしてまいりました。

それで、昨年度50件予定した中の49件まで、発注できましたものですから、委託行為が確定して、不用額が生じました。

その不用額について、2億円という額を補正させていただいたという経緯でございます。

以上で回答を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。石川委員、はい、石川委員。

○石川委員 わかりました。

もう1点、続けていいですか。

○加藤委員長 はい、どうぞ。

○石川委員 24 ページの林業振興費の丸一番下の森林環境整備促進基金積立金のところなのですが、今、どのくらい積み立てていて、どういう予定に使っているのか、今後のことを教えてください。

○加藤委員長 執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

森林環境整備促進基金積立金なのですが、実は基金のほうで、12月にご承認をいただきました。

実は、こちらについては、森林環境譲与税、昨年度から配分になったものがあるのですが、基本的に、将来的には、森林環境税ということで、皆さんのほうから税の徴収をし

て、それを森林の整備とか、木材の販路の拡大に充てるとか、そういったことで、今後、そういう見通しもあるのですが、まず前倒しで、譲与税、国からの譲与金のほうが入ってくるという制度が昨年度から始まっております。

それで、今回の基金については、12月に、そういった形で設置をさせていただきまして、今回が初めての積み立てであります。

実は、譲与税に関しましては、昨年度の予算を組ませていただくときには、若干不透明な部分がございます。歳入自体のおおまかな金額は決まっていたのですが、基金のほう、いわゆる基金に積む分については、その当時設置されていなかったものですから、全額を執行する形で充当させていただいたところであったのですけれども、実際には、例えば、公共施設の整備とか、長期的にやっぱり積み立てをしないと、使えないものもございますので、そういったものに充てるために、12月に基金の設置をさせていただいたところがございます。

これからの計画ということでございますけれども、一応、同額程度を毎年考えております。

ただ、譲与税につきましては、現在のところ、東日本台風の影響を受けまして、増額といえますか、前倒しが予定されております。

まだ決定はございませんので、今後、予算でございますので、議員の皆様のご審議をいただく形になるのですけれども、その段階で、今年度の額ということで、改めて審議をいただければと考えております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。石川委員、石川委員、どうぞ。

○石川委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○加藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

はい、それでは、市田副委員長。

○市田副委員長 市田です。

今の石川委員の質問の続きになりますけれども、森林環境譲与税、年々数が増えていくと思うのですけれども、その使い道ですか、山の整備、もちろん、一番に重点おくのかなと思いますけれども、先ほど話した販路拡大ということでお話がありましたけれども、その辺の、特に販路拡大のほう、力を入れていってほしいのですけれども、ここ、その入ってくる金額を、どのくらい金額が入るのか、ちょっとわかる範囲内で、例えば、ここ5年とか、その辺の金額をちょっと教えていただければありがたい。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明を求めます。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。

ただいまの市田委員の質問にご説明させていただければと思います。

譲与はですね、実は人口、住んでいる方の数、それと森林面積、それと林業従事者といえますか、林業家さんの数、こういったものを指数にしまして、各地方自治体等の配分額が決

まっております。

それで、実は、当初示されていたのが、令和元年度から3年度まで、これが鹿沼市ですと、約3,500万円ずつ、毎年という形で示されていたのですが、先ほどちょっとご説明させていただいたところなのですけれども、実は、東日本台風の影響で、ほぼ国のほうの、閣議決定がされているのですけれども、今年度については、約2倍程度ということで、指針が示されております。

どうしても譲与の額というのは、最終的に5年ごとにつり上げていきまして、15年後に1億になっている、額が配分になるということではあるのですが、この前倒しによって、ちょっと先の計画がまだ、変わってくるかなというところもございます。

一応、まだ今のところは、5年ごとに増えていきまして、15年後ですか、13年後ですかね、について、1億1,000万円程度ということで、段階的に上がっていくということが示されておりまして、ちょっと修正につきましては、また今後出てくるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。市田委員。

○市田副委員長 要望になりますけれども、整備するのはもちろんあれなのですけれども、先ほどお話した販路拡大をすることによって、今、切りどき迎えている木がたくさん、多いという話も聞いていますので、その辺も力入れて、今後やっていただければと思います。

以上です。お願ひします。

○加藤委員長 それは要望でよろしい。

○市田副委員長 はい。

○加藤委員長 はい、要望として、お願ひします。

ほかに質疑はございませんか。

いいですか。よろしいですか。

それでは、別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第41号中経済部関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号中経済部関係予算につきましては、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第48号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号))のうち、経済部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

それでは、引き続きまして、議案第 48 号 専決処分事項の承認について、令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、経済部所管の主なものについてご説明をいたします。

今度は、令和 2 年度補正予算に関する説明書第 1 号のほうになりますけれども、7 ページをお開きください。

説明書がちょっといくつかに分かれますので、第 1 号の説明書をご覧ください。

よろしいでしょうか。

それでは、説明をいたします。

7 ページ、一番下の段になります、7 款 商工費 1 項 2 目 商工業振興費から、これは次のページに渡りますけれども、右側の説明欄になります、商工振興推進事業費 6,100 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に対しまして、緊急事態措置に伴う休業の要請・協力依頼に応じた特定業種の事業者に対して支給される、県の「協力金」に、市が独自に 10 万円を上乗せ支給、また、県の休業期間の要件を満たさず、5 月 2 日から 6 日まで継続して休業した事業者には、独自に 5 万円を支給する、本市の「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」制度実施に要する経費を緊急に計上したものであります。

次に、その下の欄になります、同じく 7 款 商工費 1 項 3 目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 5,562 万 5,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の「企業への資金繰り支援」といたしまして、本市では「緊急経営対策特別資金」というものを用意しておりますけれども、4 月の時点でその融資申し込み件数が、当初予算で見込んでいた件数を大幅に上回り、これに伴いまして、栃木県信用保証協会に支払うべき保証料の支払いに支障が生じることから、これを増額したものであります。

なお、保証料は通常の融資では、申込者が負担することになりますけれども、本市のコロナ関連の制度融資をご利用いただくことで、これを全額、市が支援するものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

執行部の説明に対し、質疑のある委員は順次発言を許します。

はい、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。

ただいまご説明ありました、7 ページ、商工業振興費の商工推進事業費 6,100 万円ですか、ただいま休業中の協力金の、県と連携した協力金、ご説明ありましたけれども、10 万円でしたよね、これね。10 万円、あと、5 万円もありましたっけ。この件数と内訳を教えてください。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明を求めます。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

ちょっとお待ちください。

○加藤委員長 はい。

○福田産業振興課長 内訳ということで、ご説明を申し上げます。

これは、本会議の答弁のほうでも説明させていただいたのですけれども、7月10日現在ということではありますが、全体で204件という、件数では全体で204件であります。

内訳でありますけれども、10万円を支給、これは県の交付決定になったものが対象になりますけれども、それが152件、で、1,520万円。

それから、県の要件に合わず、市だけのもの、独自の5万円が52件ございまして、260万円。

合わせて、1,780万円でございます。

説明は以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、はい、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 ありがとうございます。

先ほどの説明の次の10ページですね、中小企業経営対策事業費、5,562万5,000円が、これが件数が大幅に伸びたのでということです。これも内訳をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 はい、では、内訳の説明をお願いします。

執行部の説明をお願いします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 それでは、質問にお答えいたします。

制度融資につきましては、いくつか制度融資で種類がございまして、簡単に申し上げますと、1、2、3、4、5、6、6種類ほど、鹿沼市では、制度融資の項目を持っております。

そのうち、緊急経営対策特別資金というのが、今回コロナウイルス関連の資金ということで、皆様にご提供申し上げているのですけれども、実を申しますと、令和元年、昨年の時点では、緊急経営対策特別資金につきましては、全体で、年間で30件程度の執行しかございませんでした。

それで、これ、4・5、4月・5月合わせると、18件という実績だったのですけれども、今年度につきましては、4月・5月だけで109件という数字でありまして、ご説明申し上げました信用保証協会への保証料が、基本的には2カ月ごとに請求がくるものですから、これに当初の現計予算では間に合わないということで、緊急に計上をさせていただいたということでもあります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

鈴木敏雄委員、いかがですか。はい、どうぞ、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 さらにまた件数が増えてきたということで、大変だと思うのですが、このコロナ問題は、これからも続いていくと、質問でも述べたのですが、秋から冬にかけては第2波も予想されるということで、今後、ますます需要が多くなると思いますので、それと取組のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○加藤委員長 それでは、ほかに質疑のある方はいますか。

いいですか。よろしいですか。はい。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第48号中経済部関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号中、経済部関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第51号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号))のうち、経済部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

それでは早速、議案第51号 専決処分事項の承認について、令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号)のうち、経済部所管の予算についてご説明を申し上げます。

さらに、先ほどとまた同じ一冊となりますけれども、一般会計の第2号という説明書のほう、そちらの3ページをお開きください。

第2号の説明書、3ページになります。

一番下の段になります、20款 諸収入 3項 4目 商工費貸付金元利収入の説明欄、中小企業経営対策資金預託金元利収入 6億8,000万円の増につきましては、先ほどの第1号と関連はしているのですが、歳出と連動いたしまして、制度融資のための金融機関への預託金を増額したため、これを計上したものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

次の5ページをお開きください。

中段になります、7款 商工費 1項 2目 商工業振興費の説明欄、商工振興推進事業費 1億7,500万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、影響を受けた市内飲食業等の事業者応援及び、市民への消費喚起のため、例年、10月頃発行しております、プレミアム付き商品券を、今年はお案内のとおり、7月に発行を前倒しいたしまして、さらにプレミアム率を10%から30%にアップして実施することに対する、鹿沼商工会議所及び栗野商工会への補助1,100万円の増額、及び、新型コロナウイルス拡大に関連い

たしまして、国の持続化給付金の対象とならない前年同月比売上減少率 30%から 50%未満の事業者に一律 10 万円を支給いたします「鹿沼市事業継続応援金」実施のための補助金、1 億 6,400 万円を計上したものであります。

なお、ご説明いたしましたプレミアム付き商品券につきましては、申込金額を集計いたしました結果、栗野商工会が発行する商品券、これがまず非常に好評でありまして、当初 1,000 万円の枠のところ、これを大きく上回りました、2,717 万円の申込みがございました。

また、鹿沼商工会議所発行分につきましては、1 億円枠でありましたけれども、これを上回る 1 億 1,500 万円の申込みがあったというふうに聞いております。

これらにつきましては、検討の結果、抽選は行わず、全員にお買い求めいただけますよう、現計予算にて増額支援することといたしました。

さらに、説明書に戻りまして、次の下の段になります、一番下の段になります、3 段目になりますけれども、金融対策費の説明欄になります。

3 目、金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費の 8 億 8,249 万 1,000 円の増につきましては、コロナウイルスの影響によりまして、制度融資の、先ほど申しあげましたとおり、申込みの件数が増加いたしました。

それで、この取扱金額によって決定される「栃木県信用保証協会」の負担金、これを、さらに増額、負担金増額ということですがけれども、保証協会への負担金を 2,460 万 3,000 円増額するものであります。

また、先ほど第 1 号で説明いたしましたけれども、制度融資申込者が今後も増加が予想されるため、議員ご指摘がありましたけれども、そのようなことが想定されるため、これに対応する保証料補助、1 億 108 万 8,000 円を増額、さらに制度融資利用者への利子補給事業であります、「鹿沼市感染症対策安定化資金」を 7,680 万円計上いたしました。

これは、つまり、今回の補正によりまして、1 年分、計上したということでもあります。

また、制度融資の原資としてご活用いただけますよう、金融機関に一定額を預けます「預託金」という制度がございますけれども、制度融資の申込みが多数ということで、増額を 6 億 8,000 万円、増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明に対し、質疑のある委員は順次発言を許します。

はい、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。

それでは、ちょっと質問させてもらいますけれども、7 款商工費、2 目商工業振興費、商業振興推進事業費のプレミアム商品券については、一般質問でも、質問ありまして、非常に好評で、希望の額、全部ですね、応じたということで、非常にありがたいことだと思います。

この下の商業活性化推進事業、事業継続応援金、国でいうと持続化給付金みたいなものだ

- と思うのですけれども、これについての、ちょっと実績について、お聞きしたいと思います。
- 加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。
- 福田産業振興課長 産業振興課の福田です。
- 質問にお答えしたいと思います。
- 応援金の実績でございます。
- やはり議員にご答弁しましたとおり、7月10日の時点での集計になります、ご了承いただきたいと思います。
- 件数につきましては、全部で67件になります。
- 申請件数につきましては、76件です。
- 76件が申請件数、失礼しました。
- このうち、内訳になりますけれども、不給付というのが9件、実はございまして、実際給付した件数は67件であります。
- それで、1件当たり、一律10万円ありますので、670万円の支出という実績でございます。
- 説明は以上です。
- 加藤委員長 執行部の説明は終わりました。
- 質疑のある、はい、鈴木敏雄委員。
- 鈴木敏雄委員 申請件数が76件ということですか。
- 申請件数が76件で、給付が67件ですと、あと、その差額ですか、減した差額というのは、どういう理由で却下されたのでしょうか。
- 加藤委員長 理由ですね。
- 執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。
- 福田産業振興課長 産業振興課の福田です。
- これは、市のほうに申請はあったものの、実は国のほうに該当すると、国のほうに該当するものについては、市では受付ず、国のほうに申請してくださいというものがほとんどになります。
- その方々には、こちらからご連絡を差し上げまして、国のほうの100万円、あるいは200万円という金額が交付されますので、そちらをご案内しているというような状況でございます。
- 説明は以上です。
- 加藤委員長 執行部の説明は終わりました。はい、鈴木敏雄委員。
- 鈴木敏雄委員 丁寧な説明でよろしくをお願いします。
- なかなか、一般市民の方はね、国や県や市のいろいろな制度があるので、非常にわかりにくいと、半分、50%未満の収入とかね、いろいろわかりづらい部分がありますので、窓口でね、より丁寧に、一旦、受付するから、精査して後で連絡しているのかもしれませんが、よ

り丁寧な説明をお願いしたいと思います。

また、事業継続応援金もね、選挙中に、選挙戦、気にしながらの状況で多分出されたかと思うので、まだまだ知らないというか、周知がされてないで、知らない方もいると思いますので、この点も、10万円でもやっぱり大きいですからね。

この点も、周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○加藤委員長 要望ということですね。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

それでは、市田委員。

○市田副委員長 市田です。

6ページの預託金についてですね。左側の規定ですか、利子も含めて、どんな規定でやっているのか、お聞きしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

預託金ということ、関連して金融関係のご質問かと思えますけれども、まず、預託金についてのご説明を申し上げますと、通常、預託金という場合、市の市内の金融機関が市の制度融資を使って、業者の方に融資をするというような形になります。

それで、通常、銀行金利ですと、3%から4%という高い金利のものが、いわゆる独自の制度がありますが、市の制度融資の場合は、1.4とか、1.8と、期間によってとがありますけれども、金利が安いというのが特徴であります。

それで、金融機関は、それを運用しますと、当然、金融機関が運用する金利より安いものですから、銀行の収入が下がるということになります。

それで、それを穴埋めするために、市のほうが、その資金の一部を金融機関にお預けしまして、それを金融機関は独自に運用していただくことで、その差額を穴埋めしていただくというのが、簡単に言うと預託の本質的な運用の仕組みかというふうに思います。

それで、具体的な金額等につきましてなのですけれども、試算としましては、4月の制度融資の実績に基づきまして計算しますと、1社当たり、平均で1,200万円をご利用いただいているというのが実績でありました。

それを、想定といたしましては、年間400社ということで、そういうことになると、48億円が制度融資としてご利用いただけるというようなことになります。

それで、先ほど説明いたしました預託につきましては、このうちの3.8、これ協調倍率というのですが、市と金融機関で持つ、1件の割合がありまして、これを割りますと、市の負担分としましては、年間で12億円という金額になります。

既に現計予算ございますので、その差額をまずは預託として、6億7,000何がしを計上したというものであります。

さらに、まずは負担金でありますけれども、制度融資をご利用いただきますと、信用保証協会を経由して、市の制度融資、金融機関ってという流れになるのですけれども、そのときの負担金というものを、栃木県信用保証協会から請求されるのですけれども、先ほど申し上げました1,200万円で、400社ということで計算いたしますと、2,460万円、簡単に申し上げて、それが負担金ということになります。

それから保証料補助ですね。

第1号でも、5,500万円ほど計上させていただきました。

これも当初予算あったのですけれども、やはり年間400社で計算いたしますと、トータルですと1億2,300万円ほどの計算になります。

ですので、今回差額分の1億円ほど、1億1,008万8,000円というものが保証料補助になります。

ちなみに、1,200万円を7年融資、それで据え置き2年ということで、2年になってしまうのですけれども、そういったもので計算いたしますと、市が信用保証協会にお支払いする、その1件当たりの保証料というのが、56万1,600円になります。

通常の銀行融資ですと、それを利用者の方が負担するということにはなりますが、この部分を全額市が負担するというので、今回計上させていただいたものであります。

説明は以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。市田委員。

○市田副委員長 市も一般の半分ぐらいという話と、1社当たり1,200万円で、400社をということでわかりました。

この7年と今、融資の期間、話されていましたが、一般的に大体7年ぐらいなのですか。

○加藤委員長 執行部の説明をお聞きします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

そうですね、実はこの融資、限度額は3,000万円まで、融資できますけれども、枠は3,000万円です。

ただ、そこまで、限度いっぱいまで借りるという方は、まだいらっしゃらないですね。

平均で1,200万円です。

この金額でいきますと、7年というのは、ある程度一般的と、それを超えていくと10年とかという期間、だんだん長くなっていったり、若干少ないと、3年とか、そういった制度融資なんかもございます。

説明は以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。市田委員。

○市田副委員長 細かな説明、ありがとうございました。わかりましたので、ありがとうございます。

います。

○加藤委員長 大丈夫ですか。

○市田副委員長 はい。

○加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

それでは、議案第 51 号中、経済部関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号中経済部関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

次に、議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)についてのうち、経済部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課長の福田です。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 4 号)について、経済部所管の予算についてご説明をいたします。

これは、先日追加された議案ということになりますけれども、説明書第 4 号というものがございます。追加の説明書ですけれども、説明書第 4 号のほうをご覧ください。

こちらの、それでは 7 ページをお開きください。

それでは、歳出予算になります。

中段になりますけれども、7 款 商工費 1 項 2 目商工業振興費の説明欄、商業振興推進事業費の 2,000 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに鹿沼商工会議所・栗野商工会が実施する『新しい生活様式「かぬまの事業所」応援事業』に対する補助金を計上したものであります。

さらに、次の段になります、4 目になります。観光宣伝費の説明欄、観光物産ピーアール事業費 520 万円の増でありますけれども、新型コロナウイルス感染拡大により打撃を受けた事業者の回復支援といたしまして、観光協会のホームページリニューアルによる観光や物産の情報発信と、市内宿泊施設への宿泊者に抽選で本市特産品を贈呈する事業を立ち上げましたが、これに対する必要な経費を計上したものであります。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある委員は順次発言を許します。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。

ただいま、このご説明ありました7款商工費、2目商工振興費、商業振興推進事業費2,000万円、新型コロナに対応する補助というふうに聞きましたけれども、この具体的な内容について教えていただきたいと思います。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

少し触れさせていただきましたけれども、これは商工会議所、または栗野商工会で実施する事業に対しまして、市のほうが支援するというものでありますけれども、具体的な中身につきましては、今、商工会議所、あるいは栗野商工会のほうで詰めているところでありますけれども、内容といたしましては、市内の事業者が製造いたしました、こういう飛沫感染防止衝立がございます。

話をお伺いしますと、何社かで作られているという、木工製品を作られている会社でありますとか、何社かで作られるというようなお話は何っているのですけれども、これらを市内の事業者、お客様と対面するような事業を行っている事業者の皆様が購入する、市内でつくった衝立を、市内の事業者が購入すると最大5万円、1社当たり5万円を補助するというような事業であります。

それで、1回限りということですので、おおむね、今の予定ですと、350社程度かなというふうに、大体の計算をしておりますけれども、そこに若干事務費を加えまして、商工会議所、それから栗野商工会にお支払いすると。

○鈴木敏雄委員 買うほう、買うほうに。

○福田産業振興課長 そうです。買うほうに、買うほうに支援を行います。

それで、事業実施につきましては、今のところ8月1日からという、伺っております。

予算成立後、早急にこの事業を、正式に組み立てるといいます。

説明は以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。鈴木敏雄委員、どうぞ。

○鈴木敏雄委員 今の説明で、衝立、アクリル板、今、こういうアクリル板とか、ビニール板とか、もう少し、具体的に。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 産業振興課の福田です。

そうですね、一般的にアクリル板というのは、もちろん対象になるのかなと思っておりません。

それから、物によっては、当然鹿沼産材等を使った場合とか、製造者が鹿沼市内の事業者であればいいのですけれども、例えば、アクリル板なんかは、工業団地内に住友ベークライトさんという会社がありますけれども、そちらでそういうものを製造したりしておりますので、そういうところのコラボなんていうのも想定はしているのだと思うのですけれども、

アクリル板であったり、こういうビニールを使ったもので、衝立をつくって、それを買ったということであれば、対象にしてもいいのではないかなというふうに、現在のところは考えております。

説明は以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。よろしいですか。鈴木委員、はい。

ほかに、質疑のある方はいらっしゃいますか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 81 号中経済部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号中経済部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 82 号 損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 82 号 損害賠償額の決定及び和解について説明いたします。

当該議案は、令和 2 年 3 月 6 日に発生いたしました交通事故によって相手に与えた損害に対する損害賠償、その額を定め、和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

事故の内容及び和解の内容につきまして、お手元の別添の資料「事故の概要」というものがございまして、絵が描いてある資料になります。

ございますか。

こちらのほうの事故の概要に基づきまして、ご説明をいたします。

令和 2 年 3 月 6 日、金曜日、午後 2 時 30 分頃、鹿沼市藤江町地内におきまして、経済部職員が運転する軽貨物自動車が、東北自動車道の側道から、県道 6 号 宇都宮楡木線に右折する際に、左右の確認が不十分なまま前方の車両に続いて県道に侵入いたしまして、議案書記載の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、破損させるとともに、当該法人の営業に損害を与えました。

相手方の負った損害額に、本市の過失割合を乗じて算定した本市の義務に属する損害賠償額を 160 万 8,155 円と定め、和解を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある委員は順次発言を許します。

大丈夫でしょうか。

はい、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 これは経済部でしたっけ。

○加藤委員長 竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 経済部観光交流課の職員という形になっております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 これは説明聞きましたけれども、本当に単純ミスというか、本当に前の車に続いて行ってしまったということで、相手がけがしなかったから、これよかったわけですが、けれども、重大事故にもつながる、事故にもなりますので、経済部として、どのような、再度無事故の徹底されたと思うのですけれども、その点について、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

交通事故の再発防止策についてということかと思えますけれども、ご説明させていただきます。

幸いにして、相手方、並びに当市の職員につきまして、身体的な障害は発生をいたしませんでした。

ただ、事故発生直後は、精神的なショックによりまして、運転時にフラッシュバックという形で、思い起こして、さらなる事故を誘発するという事も考えられますので、その職員につきましては、必要に応じて、衛生管理者のほうのカウンセリングを用意しまして、事故の1カ月間は運転をさせないという形をとりまして、その様子を見ながら、徐々に運転業務に復帰をさせてまいったところでございます。

また、再発防止策といたしまして、朝礼時に、この事故防止の啓発、こちらのほうを実施いたしますとともに、交通事故防止用のDVD、こちらのほうを視聴させまして、事故の原因と分析、再発防止策は何かというものを考察させまして、レポートのほうを提出をさせることとなっております。

また、人事課のほうで、主催をいたします交通安全の研修、こちらのほうへの参加、並びに交通安全運動期間中の街頭啓発、こちらのほうにも参加をさせるなどして、再発防止に努めているところでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

よろしいですか。はい。

ほかに質疑のある委員は。はい、鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 鈴木紹平です。

こちらの観光課の方々が乗っていた車は、ドライブレコーダーはついていましたでしょうか。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

最近購入した車には、全てドライブレコーダーがついているのですが、この当該車両につきましては、残念なことにドライブレコーダーはついていなかった車でございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 ありがとうございます。

こういう事故があったときに、これを研究したり、今後の対策をするのには、そういう実際の現場の映像が、もしあった場合は、活用できると思いますので、今乗っている車にも、基本、ドライブレコーダーはつけていただきたいと考えておりますが、ぜひ今後よろしくお願いをいたします。

○加藤委員長 要望として、よろしいですか。

○鈴木紹平委員 はい、要望です。

○加藤委員長 では、要望として、お願いいたします。

それでは、ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。

いいですか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 82 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで執行部の入れ替えのため、入れ替えしてからまた審議を始めますので、執行部の皆さん、お疲れ様でございました。ありがとうございます。

(「ありがとうございました」と言う者あり)

○加藤委員長 ありがとうございます。

速やかに退席等、お願いしたいと思います。

(午前 11 時 08 分)

○加藤委員長 それでは、審査を再開いたしたいと思います。

(午前 11 時 15 分)

○加藤委員長 それでは、はじめに、議案第 41 号の専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、農業委員会の関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。駒場農業委員会事務局長。

○駒場農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の駒場と申します。よろしくお願いします。

議案第 41 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、農業委員会事務局所管の事業について、ご説明いたします。

まず歳入についてですが、令和元年度補正予算に関する説明書 11 ページをお開きください。

15 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金の説明欄のうち、農業委員会費県補助金 1,104 万 8,000 円の減額につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の行う農地利用の最適化の成果実績に応じ支払われる報酬が、一部、国の定める基準に満たなかったため、減額したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

同じく説明書の 21 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目 農業委員会費の説明欄にあります、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬 1,140 万 5,000 円の減額につきましては、各報酬の一部が農地利用最適化に係る県補助金の交付対象外となったため、歳入同様、減額したものであります。

以上で、農業委員会の所管する一般会計補正内容の説明を終わります。以上です。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

執行部の説明に対しまして、質疑のある委員は順次発言を許します。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。

ただいま農林水産業費県補助金ですね、7,766 万 3,000 円、農業委員会の補助金、これが基準に満たなかったというご説明ですけれども、もう少し具体的に教えていただきたいと思えます。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。駒場農業委員会事務局長。

○駒場農業委員会事務局長 農業委員会の駒場です。

詳細についてということではありますが、農業委員会の活動に対して、農地の利用集積とか、または遊休農地の解消が要件という形になります。

それで、国の基準というのが、成果報酬という部分のところなのですけれども、そちらが高い基準で設定するという事になってまして、予算付けを行いましたけれども、台風 19 号の影響とかもありまして、計画どおり、最適化が進まなかったというのが、いうことが理由で減額となったことをございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

鈴木委員、よろしいですか。大丈夫ですか。

はい、ということですね。

では、ほかに質疑のある委員は、順次お願いいたします。

大丈夫ですか。はい。

では、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 41 号中農業委員会関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号中農業委員会関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

以上で、農業委員会関係の案件の審査は終了いたしました。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

ここで、5分ほど休憩をとりたいと思います。

トイレ休憩をして、それから審議を再開したいと思います。

それでは、お願いいたします。

再開を、11時25分といたします。お願いいたします。

(午前11時20分)

○加藤委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、審査を再開いたします。

(午前11時25分)

○加藤委員長 非常に会場も暑いですので、執行部の皆さん、上着のほうを、どうぞ脱いでいただいで結構でございます。

よろしいですか。はい。

それでは、再開します。

はじめに、議案第 41 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、経済部の関係予算を議題といたします。

(「環境部です、環境部、環境部、すみません」と言う者あり)

○加藤委員長 あ、ごめんなさい。環境部、間違えました。

環境部の関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高村環境課長。失礼しました。

○高村環境課長 おはようございます。環境課長の高村です。よろしくお願いいたします。

議案第 41 号 専決処分事項の承認について 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、一般会計の 9 ページをお開きください。

上から 2 段目、15 款 国庫支出金 2 項 3 目 衛生費国庫補助金の説明欄「ごみ処理費国

庫補助金」1億4,435万1,000円の減につきましては、令和元年東日本台風による災害ごみの処理にかかる費用の確定により補助金を減額したものであります。

次に、歳出をご説明いたします。

19ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費 2項2目 ごみ処理費の説明欄「ごみ収集費」1億3,580万3,000円の減につきましては、東日本台風による災害ごみの収集・運搬・処分等にかかる費用の確定により減額したものであります。

次に、22ページ、説明欄、ごみ処理費をご覧ください。

ごみ処理費の1,177万円の減につきましては、灰押出機等更新工事の入札減により減額したものであります。

以上で、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

それぞれ質疑のある委員は順次発言を許します。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 それでは質問しますけれども、先ほどの20ページですか、20ページのこのごみ処理費、ごみ処理費委託料が1億3,400万円の減となっておりますけれども、金額結構多いですけれども、これについて、ご説明ください。

○加藤委員長 執行部の説明を求めます。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。よろしくお願いいたします。

令和元年東日本台風による災害ごみの収集、運搬、処分に係る費用を被害の全貌が見えない中で、10月の専決におきまして、概算で予算化をいたしました。

年度末におきまして、昨年度分の事業費が確定したことによる減額であります。

具体的には、10月の専決におきまして、2億8,400万円を予算化いたしました。

災害ごみの収集、運搬、処分費は実績として、1億、約ですけれども、1億4,400万円がかかりました。よって、こちらの残額の減額ということになりました。よろしくお願いいたします。

ちなみに、参考なのですけれども、平成27年、5年前になりますが、関東東北豪雨がありました。そのときと比較をしますと、災害ごみの量、また、処分費用につきましては、約3倍ということになります。

以上で答弁を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

はい、よろしいですか。よろしいですか、はい。

ほかの、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 ありがとうございます。

では次、22 ページ、このごみ処理施設維持費で、入札減というようなお話ありましたけれども、ちょっと何の入札なのか、また、この入札の参加業者、それから入札、それから入札価格ですね、教えていただきたいと思います。

○加藤委員長 はい、3項目ですね。

それでは、執行部の説明を求めます。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

こちらにつきましては、12月補正において、8,800万円ほどの増額の予算化をしたところでありますが、1号の灰押出機の入札が、5,995万円となりました。

こちらにつきましては、川崎重工の1社随契ということになります。ということになります。

以上で答弁を終わります。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明が終わりましたが、はい、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 先ほどの川崎重工の1社随契ということは、随契にした理由というのを、ちょっと教えていただければ。

○加藤委員長 執行部の説明を求めます。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

こちらのプラントにつきましては、製造した川崎重工以外は、それらの部品が使えないということがありますので、1社随契となりました。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

鈴木委員、よろしいですか。はい。

ほかの委員の質疑を続けますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。はい。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第41号中環境部関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号中環境部関係予算については、原案どおり承認とすることに決しました。

それでは続きまして、議案第81号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、環境部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高村環境課長。

○高村環境課長 環境課長の高村です。よろしくお願いたします。

議案第 81 号 「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について」のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳出についてであります、7 ページをお開きください。

4 款 衛生費 2 項 2 目「ごみ処理費」の説明欄、「ごみ処理費」1,000 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策として必要な経費を増額するものであります。

具体的には、環境クリーンセンターの現場作業員の身につける、防護服、サージカルマスク、消毒液等の消耗品が主なものになります。

以上で、議案第 81 号「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 それでは、いくつか質問させていただきます。

今のごみ処理費ですね、この環境クリーンセンターにおける感染症対策の防護服等とありましたけれども、これは感染症対策のいろいろな部品というのは、今までにもあったのでしょうか、これは。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いします。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。よろしくお願いたします。

今までにも、以前にもあったかということの質問。

○加藤委員長 そうです。

○麦倉廃棄物対策課長 例えば、この防護服等につきましては、今までちょっと感染が疑われるようなときには使っておりましたので、そうしたことはありました。

以上で答弁を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりましたが、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 今回、この防護服、また、マスク、それから、いろいろな感染症対策の道具で、1,000 万円ですけれども、1,000 万円の補正ですけれども、これで大体どのぐらいまであるような予定なのでしょうか。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いします。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

大体、おおよそですけれども、約 2 カ月間の業務が可能となるような予算化をしております。

以上で答弁を終わります。

○加藤委員長 それでは、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 そうしますと、その後はまた補正で対応するというような状況、そういう考え方でよろしいわけですね。

○加藤委員長 執行部の説明を願います。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

委員のおっしゃるとおりです。これで足りない場合は、補正を組んで対応したいと思えます。

以上で答弁を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。

よろしいですね。

はい、それでは、ほかの委員の質疑を求めますが、いかがでしょうか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 81 号中環境部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号中環境部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、付託されました案件は、これでおしまいでございますが、その他、何かございますか。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 諸事情で、新聞でも報道されましたけれども、この秘密の穴ということで、我々議員も、現場視察しましたけれども、その後、どういう何か、進行状況なのか、ちょっとその点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○加藤委員長 そうですね。

それでは、黒川環境部長、お願いします。

○黒川環境部長 環境部長の黒川でございます。

ご説明をさせていただきます。

5月及び6月の議員全員協議会におきまして、新聞報道等ございました件につきまして、私のほうから、この場でご説明をさせていただいたわけでございます。

それで、その際には、5月の時点では、ピットと言われる、黒川の東側から流れてきたものが、ピットのところで、我々が塞ぎましたという箇所とご説明させていただいたのですが、その後、我々職員の調査によりまして、3カ所、その後3カ所のつながれた箇所がございました。

これにつきましては、その処理方法は、施設を守るためという、諸々の推測での設置目的等について、ご説明はさせていただいたところでございますが、結果的に不適切な接続であったことについては、その際にもお詫びをさせていただき、改めまして、この場でお詫びをさせていただきたいと思えます。

それで、委員のご質問の中で、その後のというお話ですが、議員全員協議会でご説明をさせていただいた時点では、災害等の関係、並びに、コロナの関係で業者が見つからないというご説明をさせていただきました。

ですが、その後、職員の努力によりまして、6月中に既に発注はかけております。

修繕の発注はかけているのですが、やはりその際に私のほうから説明をさせていただきましたように、水が非常に多い立地であるということと、業者のほかの作業がまだちょっと手が空かないということもありまして、秋頃になります、空き次第、後は水位が下がり次第、すぐに修繕をするという状況でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○加藤委員長 よろしいですか。

はい、そういうことで、よろしく、引き続きお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、これで審議のほうは全て終了ということになります。

これもちまして、環境経済常任委員会を閉会といたします。執行部の皆さん、ありがとうございました。

委員の皆さん、お疲れ様でございました。ありがとうございました。

(閉会 午前11時45分)